

平成31年度の桂川町の**予算**は、

77億9,926万円です

予算総額の内訳		対前年度比
一般会計	55億3,088万円	(10.2% 減)
特別会計	20億4,786万円	(0.8% 増)
住宅新築資金等貸付	233万円	(2.3% 増)
土地取得	1,053万円	(0.1% 減)
国民健康保険	18億3,494万円	(0.6% 増)
後期高齢者医療	2億7万円	(3.1% 増)
企業会計(水道)	2億2,051万円	(1.0% 減)
合計	77億9,926万円	(7.3% 減)

※各数値は万円未満四捨五入しているため、合計や割合が一致しない場合があります。



町債

4億2,409万円 (7.6%)

県支出金

4億5,182万円 (8.2%)

国庫支出金

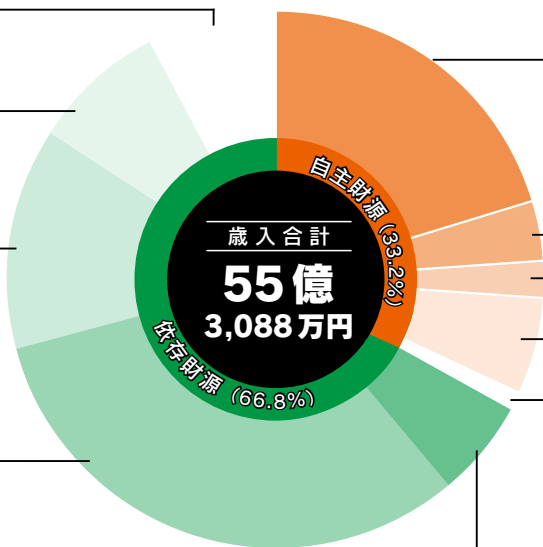
7億2,829万円 (13.2%)

地方交付税

17億6,844万円 (32.0%)

地方譲与税・交付金など

3億1,940万円 (5.8%)



町税

11億2,276万円 (20.3%)

(内訳) 町民税 4億9,328万円
 固定資産税 4億8,252万円
 軽自動車税 4,190万円
 町たばこ税 1億507万円

分担金・使用料など

2億1,074万円 (3.8%)

財産収入・諸収入・寄附金など

1億2,153万円 (2.2%)

繰入金

3億2,381万円 (5.8%)

繰越金

6,000万円 (1.1%)

一般会計 歳入

用語の説明

◆ 一般会計

行政運営に必要な基本的予算。町民が納めた税金や地方交付税、国・県からの補助金などを財源とし、福祉や教育、道路整備などの経費にあてる。

◆ 特別会計・企業会計(水道事業)

一般会計とは別に構成。独立採算制を基本とし、特別会計としては、国民健康保険、後期高齢者医療などがある。また、企業会計には、水道事業がある。

◆ 歳入

○ 町税/町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税など。
 ○ 地方譲与税/地方税収入の一つ。国税として徴収され、そのまま地方公共団体に譲与。現在、自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税などがある。

○ 地方交付税/地方公共団体間の税源力不均衡を調整するため、一定の基準により、国がその使い道を限定せずに交付する税のこと。

○ 国庫・県支出金/国や県が使いみちを指定して地方公共団体に負担交付するもの。負担金・補助金・委託金など。

○ 町債/建設事業などの財源にあてるため借り入れる長期借入金。